

# 練馬区次世代育成支援行動計画

## 事業案内

次世代育成支援行動計画の事業のうち、計画事業や区民の皆さんに密接な事業を中心に紹介します。  
平成22年度から26年度までの5年間で取り組む事業ですので、まだ実施していない事業や、施設によっては実施していない事業もあります。

区では、行動計画の達成に向けて全力をあげて取り組みます。  
区民の皆さんや事業者の皆さんも一緒に、子どもと子育て家庭を応援してください。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
----	------	------	------	-----	-------

### I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

情報が欲しい	子どもと子育てに関する情報の一元的な発信	ホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。
	子ども家庭支援センターの整備 子育てに関する総合相談窓口	
相談したい	地域における子育て相談(保健相談所)	保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが相談を受けます。
	地域における子ども相談・子育て相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童館 児童指導の職員が相談を受けます。</li> <li>●保育所 園長・栄養士・看護師などが相談を受けます。(0～5歳)</li> <li>●幼稚園 園長などが相談を受けます。(0～5歳)</li> <li>●男女共同参画センター 相談員が相談を受けます。</li> </ul>
仲間をつくりたい 子どもと一緒に遊びたい	子育てのひろば	乳幼児と親同士が自由に交流する場を設置します。
	児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進	児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談所で行います。
	保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進	園庭開放や行事を通して交流を行います。保育所では、「ふれあい給食」も行います。
子育ての手助けがしたい	ファミリーサポート事業	区民同士の助け合いで子育てを支援します。
	放課後児童等の広場事業 (放課後児童の広場、乳幼児の一時預かり、子育てのひろば)	地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育などを行い、子育てを支援します。
預かってもらいたい	保育所待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所 認可保育所で保育を行います。</li> <li>●認証保育所 都が認証した保育施設で、保育を行います。</li> <li>●家庭福祉員、駅型グループ保育室 区が認定した家庭福祉員の自宅またはグループ保育室で、3歳未満児までの保育を行います。</li> </ul>
	幼稚園預かり保育事業	私立幼稚園で保育所の入所要件に該当する在園児童を対象に、保育所と同じ時間の保育を行います。
	児童クラブ事業	放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。小学校1年生～3年生(障害のある児童は6年生まで)
	放課後児童等の広場事業(民間児童保育)	地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。
もう少し遅くまで預かってもらいたい	延長保育	開所時間の延長と、実施園を拡大します。
日曜・祝日も預かってもらいたい	休日保育、年末保育	保育所に通っている児童を対象に、拠点方式により日曜・休日、年末に保育を行います。
子どもが病気だが預かってもらいたい	病児・病後児保育	保育所などに通っている児童を、病気の回復期等で集団生活が困難な期間に、一時的に預かります。
一時的に預かってもらいたい	一時預かり	保護者が冠婚葬祭や育児疲れのリフレッシュをする時などに、保育施設で預かります。
	短期特例保育	保護者が出産、疾病等で養育できない時に、保育員の自宅や保育施設で預かります。
	乳幼児一時預かり事業	子ども家庭支援センターで一時的に乳幼児を預かります。

私立認可保育所の新設、既設の認可保育所の増改築等による定員増および認証保育所の新設などにより、待機児童の解消を図ります。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
預かって もらいたい	一時的に預かって もらいたい	短期入所(ショートステイ) (18歳未満までの施設もあります)		保護者が病気などで養育できない時に、施設で預かります。	
		夜間一時保育(トワイライトステイ) (18歳未満までの施設もあります)		保護者が仕事などで夜間に養育できない時に、施設で預かります。	
遊びたい	魅力ある児童館活動の展開、地区区民館・厚生文化会館の児童館事業				
	児童館に中高生専用の時間帯を設けることで中高生の居場所づくりを本格実施します。				中高生の居場所づくり
	放課後の校庭や和室、図書室等の使用可能な学校施設で、地域の方々が、児童の遊び、学び、読書等の居場所を提供するなど、地域人材の活用と学校施設の有効活用を推進します。			学校応援団のひろば事業	
いろんな 事業に 参画したい	地域の団体などが0～15歳を対象に様々な講座を行います。			ねりま遊遊スクール(子どもの居場所づくり)事業	
	区政等への参画の意識を高める契機とします。また、子どもたちの意見や要望を、区が聴く機会とします。			練馬子ども議会	
	子どものニーズが反映された児童館になるために設置し、意見を聴きます。			児童館子どもスタッフの設置	
経済的な 支援が 欲しい	中学校3年生までの児童を養育する保護者に手当を支給します。		子ども手当の支給		
	中学校3年生までの児童を対象に健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額を助成します。		子ども医療費の助成		
	経済的理由により児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学用品・給食費等の援助を行います。			就学援助費の支給	
	保護者の経費負担を軽減し、幼児の就園を奨励するために入園料や保育料の補助を行います。		私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給		
子育て しやすい 就業環境を つくって	男女共同参画に関する啓発行事等		講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的な性別役割分担意識の解消を促します。		
	「ねりま産業情報(へがさす)」等による啓発・広報		意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。		
	男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報		意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。		
	就職・再就職のための情報提供		子育てで退職した女性等に、就職・再就職に必要な情報の収集、提供等を行います。		
	起業家支援のための講座		多様な働き方のひとつとして、創業に必要な知識、技術の習得のための講座を開催します。		

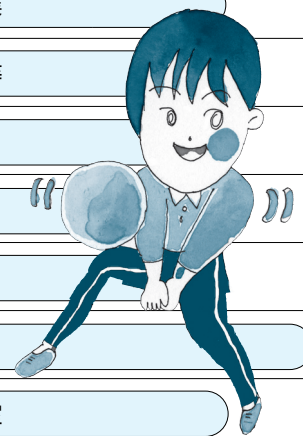
## II 子どもと親の健康づくりを応援します

健康を チェックして もらいたい	妊娠届、母子健康手帳交付	妊娠届出時に、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等が入った「母と子の保健バッグ」を差し上げます。
	乳幼児健康診査	生後4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を行います。
	幼児歯科健康診査	1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳児の歯科健康診査および歯科保健指導を行います。
	保育園児、幼稚園児の健康診査	通園している園で健康診査を行います。
健康に 育てたい	両親学級(パパとママの準備教室)・母親学級	父親・母親・家族になる方を対象に、出産・育児等に関する講習を行います。
	妊産婦訪問、産後相談	妊産婦に健康状態、生活環境、疾病予防等の訪問指導を行います。また、4か月児健康診査時に産後相談を行います。
	こんにちは赤ちゃん事業(乳児全戸訪問事業)	助産師・保健師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、親子の心身の状況や養育環境への助言等を行います。
	育児栄養相談	乳幼児の発育発達、栄養・保育について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を受けます。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
健康に育てたい		子育て相談 (1歳児・2歳児) 1歳児および2歳児を対象に、育児・栄養・歯科についての相談にのり子育てを支援していきます。			
			1歳6か月児健康診査時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨	麻しんの発生予防に努めます。	
病気が心配	1年を通して準夜帯に15歳以下の小児を対象に実施します。	練馬区夜間救急子どもクリニック事業			
	日曜日、祝日、年末・年始の救急患者を対象に実施します。	休日急患診療 (医科、歯科)			
思春期になって心配		中学生へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。			スクールカウンセラー

### Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

学校ではどんな教育をしてくれるの	学習内容の確実な定着と向上を図ります。	学力向上事業
	基礎学力向上と個性に応じたきめ細かな指導を行います。	少人数指導等
	望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能、主体的に進路を選択する力などを育てる教育を行います。	キャリア教育
	自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、個に応じた指導等の充実を図ります。	個を尊重する価値観の育成
学校でうまくやっていたら	保護者や地域の方々の意見を学校経営に活かし、開かれた学校づくりを実現します。	学校評議員制度
	心理専門家、教職経験者、精神科医が相談を受けます。	教育相談
	不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、指導により学校への復帰を支援します。	適応指導教室
	児童・生徒の相談相手として、心のふれあい相談員を配置し、児童・生徒のストレスを和らげ、ゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援します。	心のふれあい相談員
家庭での教育はどうすればいいの	家庭や地域での子どもの教育について、PTAなどの団体に講座の企画・運営を委託し、学習機会を提供します。	子育て学習委託講座
地域で活動したい	区民が主体となって、子どものスポーツ体験活動の充実や世代間の交流を促進し、子どもの多様なスポーツニーズに応えます。	総合型地域スポーツクラブ (SSC) の育成
	地域の方々が、青少年の健全育成と非行防止、環境浄化のために、様々な活動を行います。	青少年委員活動、青少年育成地区委員会活動



### Ⅳ 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

子育てしやすいまちをつくって	歩道のバリアフリー化	安心して外出ができるように歩道のバリアフリー化を行います。
	駅のバリアフリー化	バリアフリー法に基づいて鉄道業者が実施する駅舎のバリアフリー化工事に対する助成を行います。
	公園へのだれでもトイレの設置	公園内に障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置します。
安全で安心できるまちにしたい	区立小学校の4年生以上に自転車運転のルール・マナーを教え、自転車安全運転カードを発行します。	「自転車運転免許制度」
	防犯情報の収集・提供	犯罪情報、不審者情報をホームページに掲載します。また、希望する区民にはメール配信をします。
	保護者や地域住民の方々が、ボランティアとして授業時間中の児童の安全を高めるとともに、児童との交流を進めます。	学校安全安心ボランティア事業
	地域パトロール体制の充実	安全・安心パトロールカーの貸出、パトロール用品の支給など、地域で行われる各種パトロール活動を支援します。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
安全で安心 できるま ちにして ほしい	園児・児童・生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携してセーフティ教室を実施します。		セーフティ教室		
	通学路等で児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、「駆け込むことのできる」場所を区民の協力を得て確保します。		児童・生徒の地域における緊急避難所の設置		

## V 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

虐待じゃ ないかしら	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	虐待通報や相談を受けます。
	その他の機関における児童虐待に関する相談	(総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)
子どもを 虐待して しまいそう	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	ひとりで悩まないで、何でも相談して下さい。
	その他の機関における児童虐待に関する相談	(総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)
ひとり親 家庭です	母子自立支援・婦人相談員または面接員が、生活全般の相談を受けます。	ひとり親家庭の各種相談
	母子家庭の母の能力開発を支援します。	母子家庭就労支援事業
	各種資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定を図ります。	各種資金の貸付
	手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。所得制限があります。	児童扶養手当の支給、児童育成手当(育成手当)の支給
	医療証を交付し、医療費の助成を行います。所得制限があります。	ひとり親家庭等医療費の助成
ホームヘルパーを派遣し、育児や食事の世話など生活を援助します。所得に応じた費用負担があります。	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	
子どもに 障害が あります	専門医や専門職が相談を受けます。	医療・発達相談
	発達を促すための療育を行います。	障害児の療育
	子どものライフステージに応じた医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関との連携したネットワークを構築します。	特別支援教育の推進
	身の回りのことがおおむねできる幼児について、幼稚園で保育を行います。	幼稚園における障害児教育
	総合保育の可能な中・軽度の障害のある幼児について、保育所で保育を行います。	障害児保育
	中・軽度の障害のある児童について、学童クラブで保育を行います。	学童クラブでの障害児の受入れ等
	保護者に手当を支給します。所得制限があります。	特別児童扶養手当の支給、児童育成手当(障害手当)の支給
日常生活の安定を図るために、家事・介護を行うホームヘルパーが利用できるよう支援します。所得に応じた費用負担があります。	ホームヘルプ事業	

